

福山市建設工事自社施工型試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注工事における良好な品質及び適正な施工の確保に向けて、施工責任の明確化とともに専門業者の育成を図るため、受注者自身による施工（以下「自社施工」という。）を求める工事を試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(自社施工の定義)

第2条 自社施工とは、別表第1欄の建設工事の種類のうち、別表第2欄の対象工種を施工する際、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等（以下「自社技術者等」という。）で全て施工することをいう。

2 受注者は、前項に規定する自社施工を求める対象工種の施工に当たっては、当該工種の施工を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、特殊な工法等により施工する必要があるため、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(対象工事)

第3条 自社施工として発注する建設工事は、別表第1欄の建設工事の種類のうち、福山市建設工事等入札参加者審査会が選定するものとする。

(発注手続)

第4条 市長は、自社施工の対象工事を、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱（以下「要綱」という。）第1条に規定する一般競争入札（ダイレクト型）により発注するものとし、入札公告を行う時に、当該工事が自社施工の対象工事であること及び自社施工を求める対象工種について明記するものとする。

2 市長は、要綱第9条第1項第5号の規定に基づき、落札候補者に対し、自社技術者等の名簿及び自社技術者等で施工する旨などを記載した誓約書の提出を求めるものとする。

(施工体制の確認)

第5条 受注者は、自社施工を求める対象工種の施工期間を記載した工程表を、あらかじめ市長に提出するものとする。

2 受注者は、前項の工程表に変更が生じた場合は、速やかに変更後の工程表を市長に提出するものとする。

3 市長は、自社施工を求める対象工種の施工期間中、必要に応じて現地確認等を行い、施工体制を確認するものとする。

4 市長は、現地確認や受注者からの提出書類等において、不適切な事実を確認した場合には、受注者に対して是正指導等を行うものとし、必要に応じて契約違反としての措置を講じるものとする。

(自社技術者等の変更)

第6条 受注者は、第4条第2項で提出した自社技術者等の名簿に変更が生じた場合には、自社施工を求める対象工種の施工前に、変更後の自社技術者等の名簿を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年（令和元年）6月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別表

建設工事の種類 (第1欄)	対象工種 (第2欄)
舗装工事	上層路盤工 基層工 表層工（アスファルト）
解体工事	解体工（仮設工事、産業廃棄物の収集運搬処分等付帯工事、杭の引抜き工事などは除く。）
内装仕上工事	内装工（仮設工事等付帯工事は除く。）
防水工事	防水工（仮設工事等付帯工事は除く。）
塗装工事	鋼構造物塗装工（仮設工事等付帯工事は除く。） 外壁塗装工（仮設工事等付帯工事、外壁劣化補修工事は除く。）
造園工事	植栽工